

平成 29 年度香川県中山間地域等直接支払制度推進委員会 開 催 結 果

1 日 時

平成 29 年 6 月 9 日（金） 午前 10 時～11 時 45 分

2 場 所

香川県社会福祉総合センター 7 階第 2 中会議室

3 出席者

- 委 員 大谷誠一、角道弘文、木村晃子、野田法子、松本タミ
(敬称略)
- 県 亀井農政水産部次長、井川農村整備課長、井上課長補佐、
吉原、岩井
- 傍聴者 なし

4 開催（審議）内容

- (1) 平成 28 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況
- (2) 第 4 期対策(平成 27～31 年度)の概要の変遷、中間年評価について
- (3) 平成 29 年度の制度推進の取組について

5 配付資料

- 資料 1：中山間地域等直接支払制度推進委員会の開催について
- 資料 2：委員会の公開・傍聴について
- 資料 3：平成 28 年度中山間地域等直接支払制度の実績について
- 資料 4：第 4 期対策(平成 27～31 年度)の概要の変遷について
第 4 期対策における中間年評価について（平成 29 年度）
- 資料 5：平成 29 年度の制度推進の取組について

6 開催（審議）結果

- (1) 平成 28 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況
実施状況を説明し、意見交換を実施した。
- (2) 第 4 期対策(平成 27～31 年度)の概要の変遷、中間年評価について
概要を説明し、平成 30 年 2 月に開催予定の第三者委員会への出席を依頼する
とともに、意見交換を実施した。
- (3) 平成 29 年度の制度推進の取組について
概要を説明し、平成 29 年 11 月に実施を予定する協定農業者等との意見交換へ
の出席を依頼するとともに、意見交換を実施した。

7 主な内容・意見

○平成 28 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

委員・第 4 期対策（平成 27 年度～31 年度）の途中年度から、協定締結での取組、体制整備単価への移行、加算措置への取組開始等はあるか。
→数協定ある。例えば、地域に担い手が確保されたタイミングで、要件を充足した結果、体制整備単価への移行が図られた。

委員・交付単価はどこが決定しているか。現地の状況を考慮して、単価を見直した経緯はあるか。県独自の単価設定は設けているか。
→農用地の種類ごと、傾斜ごとの単価は国で設定している。単価の見直しは、第 2 期（平成 17 年度～21 年度）以降で、基礎的な取組の協定に対し基礎単価（8 割単価）が設定された。県独自の単価設定はない。

委員・体制整備で「集団的かつ持続可能な体制の構築」（C 要件）を選択した協定が 140 と体制整備の取組協定（146）の 96%に及んでいるが、実際は外部からの担い手の確保や、共同での生産条件強化への取り組みが見込めなかった集落が、選択の余地がなく選んだと考えられないか。多くの協定が、営農や農用地の保全が個々で完結し、（個々が）できなくなったらそれで終わりとなり、農地は「個人の」資産と捉え固執しているから、5 年ごとの対策期の移行時に大幅に面積が減少しているのではないか。個々での管理には限界があり、今後、共同でどこまで活動できるかという視点で方策を助言し、集落の意識改革をしていかないと、第 5 期対策への移行時に、取組面積が大幅に減少するのではないかと懸念する。

委員・「放置」農用地は把握しているか。近年耕作放棄地のほか「放置」農用地が増加しているように感じる。所有者が不明であったり、地権者が、適切に管理できていないにもかかわらず所有権に拘る結果、管理や効率的な集積に踏み込めない、という話をしばしば聞く。所有権など権利のみを言及している者に対しては、所有者の責任（多面的機能維持の役割）を果たすように誘導することも考えてはどうか。
→放置農用地は、現在のところ把握していない。農用地の効率的な集積等については、ご意見を参考とし、集落営農組織への農用地管理委託を勧めるなど、今後耕作放棄地対策部門と連携を図ってまいりたい。

○第 4 期対策（平成 27～31 年度）の概要の変遷について

委員・協定年度に遡って全額返還すること（遡及返還）について違和感を覚える。（5 年間の）協定締結後、交付金が年度ごとに活動を確認して交付するのであれば、確認できた（過）年度分は認めて、協定違反となった年度以降（活動していないことを確認して）交付しない、というスタイルが良いのではないか。

→国は、制度創設の平成12年度に協定期間を「5年」として協定に連帯責任を負わせたが、見直しの間隔（＝5年）が長く、担い手の高齢化を招きかねない。県としては、この部分が、急激に変化し続ける農業・農村情勢に合っているかなども考慮し、現在国に対し更なる要件緩和等を要望している。

○平成29年度の制度推進の取組について、その他

委員・中山間地域など農村への参入・移住に関する情報発信がやや弱く、十分なPR、マッチングが行われているとは言い難い。また、同地域の農業の担い手では定年退職での帰農者が多いと思われる。そこで、農村への参入・移住や比較的高齢での新規就農などの支援策を講じ、関係部局や市町などで連携して情報発信することで、参入者が農村地域で生活できる展望を描けるようフォローしてほしい。

→県では、29年度から農政水産部各課が連携し、中山間地域等において、直接支払制度だけでなく、認定農業者等の担い手が営農に必要な機械の導入支援や、薬用作物の導入支援など、担い手の確保・定着を目指す支援策を講じたところ。今後、担い手や農地集積対策部局や市町と連携、情報交換し、参入希望者等の適時なサポートに努めてまいりたい。

委員・当県の中山間地域の割合、協定の規模等は、全国に比べてどうなっているか。
→経営耕地に占める中山間地域等の割合は約4割（全国は約6割）、協定の平均規模は当県は6.3ヘクタール（全国（北海道を除く）は13ヘクタール）となっている。

委員・先日、別の全国会議で、他県の団体から、集落内の女性が中山間地域等直接支払制度を活用して獣害対策の一環で革製品を製作していると聞いた。また、県内の体制整備の取組協定の中に、少数だが「農産物の加工・販売」に取り組むところもある。こういった事例を更に調査して、中山間地域の活性化事例として他の協定に横展開してはどうか。

→ご意見を参考としたい。

委員・今年11月に予定される協定集落での農業者等との意見交換について、今後の推進の参考とするべく、①外部の参入者を受入れ、活動を継続しようと検討しているところ、②解決がやや困難な課題を抱えるところなどを選定するよう検討されたい。

→ご意見を参考としたい。